

2 学内選考委員会の委員長は、学長がこれに当る。

(任務)

第3条 学内選考委員会は、日本学生支援機構大学院第一種奨学金貸与者のうちから「特に優れた業績による返還免除候補者」の推薦及び推薦順位の決定を行う。

(推薦依頼)

第4条 学内選考委員会は、研究科に対し、当該研究科における被推薦者及び推薦順位の決定を依頼する。

(候補者の選考)

第5条 学内選考委員会は、研究科からの推薦内容及び業績を証明する資料等を参考に、次条に基づき業績を総合的見地から評価して、「特に優れた業績による返還免除候補者」の推薦及び推薦順位の決定を行う。

2 候補者の推薦及び推薦順位の決定には、委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(業績及び評価項目)

第6条 業績は、次の項目をもって評価する。

- 一 学位論文その他研究論文
- 二 特定の課題についての研究の成果
- 三 著書、データベースその他の著作物（前二号に掲げるものを除く。）
- 四 授業科目の成績
- 五 研究又は教育に係る補助業務の実績
- 六 社会貢献活動の実績

2 各業績に伴う具体的な評価項目は、別に定める。

(改正)

第7条 この規程の改正は、学内選考委員会の議を経て学長が行う。

(事務)

第8条 この学内選考にかかる事務は、学生部が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

各業績に伴う評価項目

「学習院女子大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考規程」第6条第2項の各業績に伴う評価項目を以下のように定める。

- 一 学位論文その他研究論文
 1. 学位論文その他研究論文の評価が80点以上
 2. 学会等での発表（具体的に記す）
 3. 学術雑誌等への掲載（具体的に記す）
 4. 学会等での受賞（具体的に記す）
 5. その他（具体的に記す）
- 二 特定の課題についての研究の成果
 1. 課題に関する評価が80点以上

2. 実務家を中心とした研究会での発表（具体的に記す）
 3. 学術雑誌への掲載（具体的に記す）
 4. その他（具体的に記す）
- 三 専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物（二号に掲げるものを除く）
1. 著書等が研究書、教科書及び参考書等で引用（具体的に記す）
 2. 著書が書評等で紹介（具体的に記す）
 3. データベース等が多くの人に利用された（具体的に記す）
 4. その他（具体的に記す）
- 四 授業科目の成績
1. 講義・演習等の成果に対する評価が80点以上
 2. その他（具体的に記す）
- 五 研究又は教育に係る補助業務の実績
1. リサーチアシスタントとして研究活動に著しく貢献（具体的に記す）
 2. ティーチングアシスタントとして教育活動に著しく貢献（具体的に記す）
 3. その他（具体的に記す）
- 六 社会貢献活動の実績
1. 国際文化交流活動の実績（具体的に記す）
 2. 国際協力活動の実績（具体的に記す）
 3. アートマネジメント活動の実績（具体的に記す）
 4. その他（具体的に記す）

以 上

学習院女子大学カウンセリングルーム規程

- 第1条** 学習院女子大学（以下「本学」という。）にカウンセリングルームを置く。
- 第2条** カウンセリングルームは、本学学生及び学習院関係者が当面する各種の個人問題についての相談に応じ、有意義な生活を送ることができるよう助力することを目的とする。
- 第3条** カウンセリングルームは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
- 一 個人の修学上及び生活上の問題についての相談
 - 二 実情に即した相談を行う上に必要な各種のテストおよび調査
 - 三 その他講演会、研究会の開催等、目的達成のために必要と思われる活動
- 第4条** カウンセリングルームは、室長、カウンセラー、職員をもって構成する。
- 第5条** 室長は、1名とし、本学専任教員の中から学長が委嘱する。
- 2 室長は、カウンセリングルームの管理・運営を統括するほか、必要に応じて学生等の一般的相談に当たる。
 - 3 室長の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第6条** カウンセラーは、若干名とし、室長が学の内外を問わず適任と認めた者を第8条に定める委